

文京学院大学 障がい学生支援に関するガイドライン（改正）

I. ガイドライン策定の背景

文京学院大学では、本学の教育理念である「自立と共生」に基づき、全ての学生が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支えあい、障がい学生との共学は全ての学生を育てるという視点から支援を行ってきました。

2016年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」の施行を受け、本学では2021年4月に具体的な支援体制を明確にするために「障がい学生支援に関するガイドライン」を策定しました。

2024年4月の障害者差別解消法の改正により、従来「努力義務」であった私立大学における合理的配慮の提供が「義務」へと格上げされました。これに伴い、本学における障がい学生支援の責任をより明確にし、障がいのある学生が他の学生と等しく教育を受けられる環境を確実なものとするため、最新の法的基準に即して本ガイドラインを改定します。本ガイドラインは、「障害者の権利に関する条約」等が掲げる「社会モデル（障がいは個人の問題ではなく、社会の側にある障壁との相互作用で生じるもの）」の考え方を基本としています。

II. 基本方針

文京学院大学は、障がいのある学生がその能力を最大限に発揮し、自立した学生生活を送れるよう、以下の基本方針を定めます。

（1）不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、入学、授業、試験、実習、行事等のあらゆる教育活動において、正当な理由なく不利益な取扱いをすることを禁止します。

（2）合理的配慮[※]の提供（法的義務）

障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、大学は負担が過重でない範囲において、合理的配慮を提供する義務を負います。

※「7つの要素」を判断指針とし、学生本人との建設的対話を通じて、個別に検討を行います。

①個々のニーズ：前例にとらわれず一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じていること

②社会的障壁の除去：障がい学生の修学を阻む社会的な障壁（設備、制度、慣習等）を取り除くものであること

③非過重な負担：大学にとって、体制面や財務面で過度な負担にならない範囲であること

④本人の意向尊重：学生本人の意思を最大限に尊重し、一方的な決定にならないこと

⑤本来業務に付随：大学の教育・研究活動に付随する支援であること

（個人的な生活援助等は含まない）

⑦機会の平等：障がいのない学生と平等に教育を受ける機会を確保することを目的とすること

⑧教育の本質を変更しない：教育目標や評価基準など、教育の本質的な内容を変更しない範囲であること

(3) 建設的対話による合意形成

合理的配慮の内容は、学生本人と大学側の双方が対等な立場で解決策を模索する「建設的対話」を通じて決定します。

(4) 教育の本質と質の維持

合理的配慮は、教育目標や評価基準など「教育の本質」を損なわない範囲で行い、教育の質を担保しつつ、機会の平等を確保します。

Ⅲ. ガイドライン

(1) 支援目標

- ①障がい学生が適切な学修環境のもと学修に専念することができ、所属学部、学科及び研究科が掲げる教育目標を達成できること。
- ②障がい学生が自身の可能性に気づき、生涯にわたり自身の活動に必要な支援や希望を周囲に発信し、自身の知識や経験を存分に発揮し社会に貢献できるようになること。
- ③障がい学生支援を通じ、全ての人にとって利用しやすく学びやすい環境を整えること。
- ④全ての教職員、学生が多様性を理解、尊重し、障がいの有無に関わらず、共に成長できること。

(2) 支援対象者

「障がい学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む）がある学生であって、障がい及び「社会的障壁」により、継続的に日常生活又は大学における学修・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、障害者手帳の所持者に限りません。具体的な支援対象者は、本学に在籍するすべての学生（学部生、大学院生、研究生、科目等履修生、聴講生、受入派遣交換留学生等）、および本学への入学を希望する志願者です。障害者手帳を有していない場合であっても、医師の診断書、専門家による所見などにより、合理的配慮の提供が必要であると客観的に認められる場合は支援の対象とします。

(3) 具体的な支援内容

障がい学生に提供する教育については、その目的・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整するとともに、必要に応じて学修に必要な机椅子等の什器、支援機器等を活用し、必要な教科書や資料、情報等へのアクセスの確保により、全ての学生が同等の条件下で学べるよう配慮します。学外実習においては、実習受け入れ先と十分な事前協議を行い、必要な実習環境を整えます。成績評価においては、合理的配慮のもとで、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げる等の対応はしません。

入学試験や単位認定等のための試験においては、障がい学生の能力・適性、学習成果等を適切に評価することを前提にしつつ、個々の状況に応じて試験時間の延長や別室受験、解答方法の変更等の要望への対応を検討します。

レポートや発表等、試験以外の課題においては、学生の学習成果を適切に評価できるよう提出や発表の形式について柔軟に対応します。

以下、障がい種別に具体的な合理的配慮の支援内容を示します（表）。

表 具体的な合理的配慮の支援内容

障がい種別	合理的配慮の支援内容
視覚障がい	テキストデータ提供、拡大写本、試験時間延長、座席配慮
聴覚障がい	ノートテイク、ICレコーダー録音、視覚資料の事前共有
肢体不自由	移動式机の設置、車椅子用エレベータ設置、試験時間延長、座席配慮
精神障がい	授業中の服薬・飲水の容認、課題提出の延長
発達障がい	途中退室の容認、ノイズキャンセリング使用、課題提出の延長

(4) 支援体制

文京学院大学では、学生生活支援（生活）、修学支援（授業）、キャリア支援（進路）に関して、本ガイドライン^{※1}と障がい学生支援に関する連絡委員会・規定^{※2}を整備して、以下のような支援体制を整えています（図）。

学生生活支援（生活）、修学支援（授業）、キャリア支援（進路）別に、相談窓口があります。協議・審議の結果、支援決定の決定通知があった学生は、合理的配慮の支援を受けることが可能です。なお支援申請には、所定の書式^{※3}に必要事項を記載して申請して下さい。

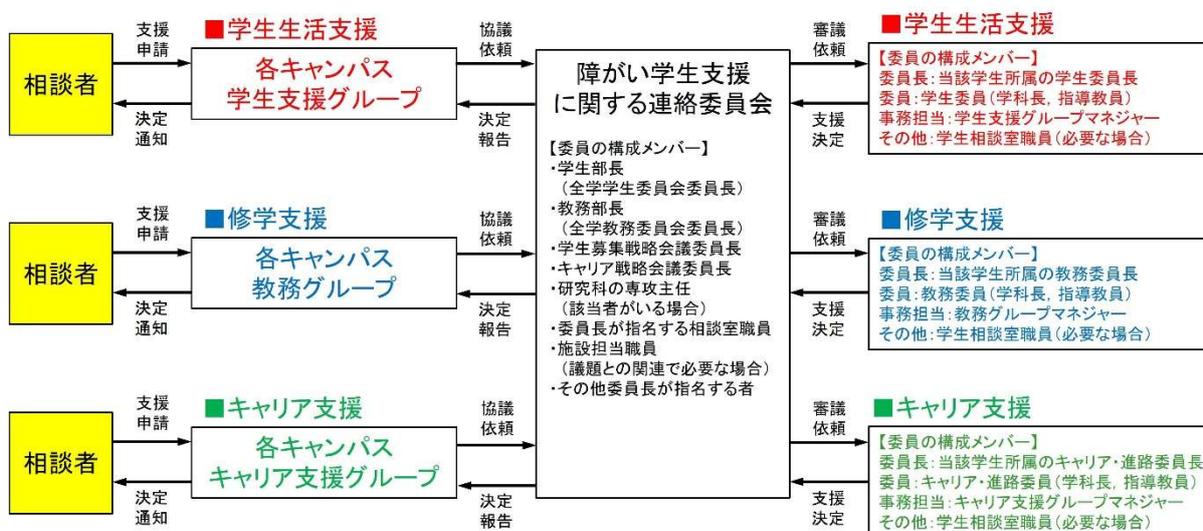


図 障がい学生に対する支援体制

※1：文京学院大学 障がい学生支援に関するガイドライン（改正）

<https://www.bgu.ac.jp/students/support/guideline/>

※2：障がい学生支援に関する連絡委員会・各委員会規定

※3：所定の書式（必要書類は以下の3点）

- ・障がい学生特別措置申請書（様式1）
- ・診断書・意見書（様式2）
- ・特別措置を要望する科目一覧（様式3）

(5) 責任体制

最高管理責任者は、学長をもって充て、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や学内の障がい学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上）等に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとします。

また、各学部長及び研究科委員長は当該学部等に在籍する障がい学生が本ガイドラインに示す支援目標のもと、必要な支援を得て適切な学修の機会を得られるよう統括します。

(6) 申立てられた問題への対応

障がい学生が、不当な差別的扱いを受けていると申し出た場合、また合理的配慮を含む障がい学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合、最高管理責任者は、必要に応じて申立てられた問題解決を図るための第三者委員会を設置します。

(7) 改廃

本ガイドラインは、「障害者差別解消法」の見直し、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積、障がい者支援技術の進歩、及び本学の教育体制・目標の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。また、その改廃は、学生委員長会議が発議し、各機関（各学部の学生委員会・大学運営会議）の審議を経て、理事会が行います。

以上